

二、改に、他党候補者を其候補とする事は出来ぬ、社会民主党
 義者に信頼を植え付けることにならぬから
 三、他党候補者を戴いての共同闘争は、不可能である。(前会派の理由)
 四、只、所謂地盤の協定あり得るのみ。
 五、具体的投選方針は別に、之れを定む。

第七章 立候補せざる地方の投票に就いて

小水等が、選挙戦に参加する意義及び任務を前示の如く規定するに
 上、小水等は資本家地主の代表、或は社会民主党の義者に投票し、或
 は投票を宣傳すべきではなく、彼等に対する民衆の反抗と闘争、彼
 等に対する不信任と、眞の労働者農民の代表として完全信任するを
 明確に、表示せしむべきである。即ち、例へば立候補し居らずとも
 も、眞の労働者農民の代表者(なるべくその地区の)に投票せしむ
 べきであり、それの意義を徹底せしむべく宣傳すべきである。かく
 して初めて、選挙は民衆の成長のバロメーターとなり得る。此の
 運動は勿論大衆の運動にはなり得ないが、我々はあくまで大衆を、
 資本家地主の政党及び政府並に社会民主党の義者の影響から切り離す
 事業及び大衆が敢然として、自己の意思を表示し得るまでに、教育

方針、選挙する事業を力の及ぶ限り遂行するため活動しなければならぬ。

第八章 スローガン及び政策

- 一、中心スローガンを左の六項に定むる
- 1. 解雇絶対反対
- 2. 失業者に食と仕事を与へよ
- 3. 農民に土地を与へよ
- 4. 労働者農民の政治的自由を獲得
- 5. 税金は資本家地主が負担せよ
- 6. 帝国主義戦争絶対反対

第九章 立候補地及び立候補者の決定

- 一、立候補地の決定
- (1) 規準
 - (a) 全国的鳥瞰図の上に立ち、政治的、社会的な主要地(即ち大都會若くは大都會附近)
 - (b) わか陣営が闘争に堪え得る力を有する地方
 - (c) 具体的立候補地